

京都市市税条例等の一部を改正する条例（令和5年6月7日京都市条例第 5 号）（行
財政局税務部税制課）

1 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が公布されたことに伴い、
次のとおり必要な措置を講じることとしました。

(1) 個人の市民税

ア 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を令
和8年3月31日まで延長します。（附則第17条の6関係）

イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特
例の適用期限を3年延長します。（附則第18条の2関係）

(2) 固定資産税

新築された日から20年以上を経過したマンションのうち、マンションの管理の
適正化の推進に関する法律の規定による助言若しくは指導を受けた管理組合の管理
者等に係るマンション又は管理計画認定マンションで一定のものであって、令和5
年4月1日から令和7年3月31日までの間にマンションの建物の外壁について行
う修繕又は模様替を含む一定の大規模な工事が行われたものに係る区分所有に係る
家屋について、当該工事が完了した年の翌年度分の固定資産税額の3分の1を参酌
して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当
する額を減額することとされたことに伴い、当該割合を2分の1とします。（附則
第8条関係）

(3) 軽自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない3輪以上の軽自動車の税率
を軽減する種別割の特例措置について、次のとおり延長します。（附則第16条の
5関係）

ア 令和5年度から令和7年度までの間に初回車両番号指定を受けた一定の3輪以
上の軽自動車について、当該車両番号指定の翌年度分の税率の概ね100分の7
5を軽減する特例措置及び概ね100分の50を軽減する特例措置を講じます。

イ 令和5年度及び令和6年度に初回車両番号指定を受けた一定の3輪以上の軽自
動車について、当該車両番号指定の翌年度分の税率の概ね100分の25を軽減
する特例措置を講じます。

2 固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次のとおり特例割合の

見直し等を行います。

- (1) 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が5人以下であるものに限る。）の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に2分の1（改正前3分の1）を乗じて得た額とします。（第44条関係）
- (2) 都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が同法に規定する認定計画に基づき設置した一定の市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に3分の2（改正前2分の1）を乗じて得た額とします。（附則第7条関係）
- (3) 一定の政府の補助を受けた者が児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、今後、本市において新たに対象となる施設が存在しないと見込まれることから、特例割合を定めないこととします。（附則第7条関係）

3 その他

- (1) その他必要な規定の整備を行います。
- (2) 上記2(1)及び(2)の改正は令和6年4月1日から、その他の改正は公布の日等から施行します。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年6月7日

京都市長 門川大作

京都市条例第 5 号

京都市市税条例の一部を改正する条例

第1条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「前項の税額変更通知書又は納税通知書を発した日から13日を経過した日を納期限として、」を「直ちに」に改める。

第28条第1項第2号中「前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「総所得金額等の合計額」という。）が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下の」を「第17条の3の規定により均等割を課されない」に改める。

第28条の2の2第2項中「前項」を「第1項」に、「第317条の3の2第2項」を「第317条の3の2第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書を提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において提出した同項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、法第317条の3の2第2項に定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

第28条の4第1項中「で1月1日」を「で同月1日」に改め、同条第2項中「においては、4月15日」を「は、同月15日」に改め、同条第3項本文中「よって」を「より」に改め、「おいて」を削り、同条第4項中「で1月1日」を「で同月1日」に改め、同条第7項中「が、市長の承認を受けた場合又は第1項、第3項若しくは第4項の規定により提出すべき報告書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前2項の規定に基づき給与支払報告書記載事項若しくは」を「は、その者が提出すべき報告書の給与支払報告書記載事項又は」に改め、「を提出した場合には、その者が提出すべき報告書の記載事項を記録した光ディスク等」を削る。

第35条第1項第2号ア中「総所得金額等の合計額」を「前年の総所得金額、退職所

得金額及び山林所得金額の合計額（以下「総所得金額等の合計額」という。）」に改める。

第55条第2項中「よって」を「より」に改め、「者」の右に「（別に定める者を除く。）」を加え、「を発した」を「が発せられた」に、「指定した」を「より指定された」に、「までに」を「までの間に、」に改める。

第70条第1号エ中「車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下である3輪の」を「施行規則第15条の15各号のいずれかに該当する」に改める。

第76条の見出し及び同条第1項中「鑑札」を「標識」に改め、同条第2項本文中「第445条第1項、第68条の3」を「第445条」に、「鑑札」を「標識」に改め、同条第3項中「鑑札」を「標識」に改め、同条第4項各号列記以外の部分及び第5項中「鑑札」を「標識」に、「当該鑑札」を「当該標識」に改め、同条第6項中「鑑札」を「標識」に改める。

第77条（見出しを含む。）中「試乗鑑札」を「試乗標識」に改める。

第78条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「鑑札」を「標識」に改め、同項第1号中「鑑札」を「標識」に、「き損」を「毀損」に改め、同項第2号及び第3号並びに同条第2項から第4項までの規定中「鑑札」を「標識」に改める。

第79条の見出し中「鑑札」を「標識」に改め、同条中「鑑札」を「標識」に、「売買、賃借」を「売買し、賃借し、」に改める。

第80条の見出し中「鑑札」を「標識」に改める。

附則第7条第1項第1号中「第26項第3号及び第34項」を「第25項第3号及び第33項」に改め、同項第3号中「附則第15条第15項本文」を「附則第15条第14項本文」に改め、同項第4号中「附則第15条第26項第1号及び第29項」を「附則第15条第25項第1号及び第28項」に改め、同項第5号中「附則第15条第26項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項第6号を削る。

附則第8条第1項後段中「、3分の2」を「3分の2と、法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は2分の1」に改め、同条第2項中「若しくは第5項」の右に「、第15条の9の3第1項」を加える。

附則第16条の4の6第3項を削る。

附則第16条の5第2項表以外の部分中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ウ(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ(イ) a(a)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ウ(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ウ(イ) a(a)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

附則第16条の5第5項から第8項までを削る。

附則第17条の6第4項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第18条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第19条の3第1項中「租税特別措置法第37条の13第1項」を「所得割の納税義務者（租税特別措置法第37条の13第1項）に、「所得割の納税義務者」を「もの」に、「規定する者」を「規定する政令で定める者」に改め、「あつたものを除く。」の右に「）又は租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する株式会社の同項に規定する設立特定株式を払込みにより取得をしたもの（法附則第35条の3第11項に規定する政令で定める要件を満たすものに限る。）に限る。」を加え、「第37条の13の2第1項」を「第37条の13の3第1項」に改め、同条第2項及び第6項中「第37条の13の2第10項」を「第37条の13の3第10項」に改める。

第2条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第44条後段中「3分の1」を「2分の1」に改める。

附則第7条第1項第1号中「、第25項第3号及び第33項」を「及び第25項第3号」に改め、同項第4号中「及び第28項」を「、第28項及び第33項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第70条の改正規定及び附則第5条第1項の規定 令和5年7月1日
- (2) 第1条中第28条、第35条及び附則第19条の3の改正規定並びに次条第1項及び第4項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第2条並びに附則第3条及び第4条第1項の規定 令和6年4月1日
- (4) 第1条中第28条の2の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する規定の適用区分)

第2条 第1条の規定による改正後の京都市市税条例（以下「改正後の条例」という。）

第28条第1項第2号の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税の申告について適用し、令和5年度分までの個人の市民税の申告については、なお従前の例による。

2 改正後の条例第28条の2の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき京都市市税条例第28条第1項第1号に規定する給与（以下「給与」という。）について提出する同条例第28条の2の2第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第28条の4第7項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出すべき同項に規定する報告書について適用し、施行日前に提出すべき第1条の規定による改正前の京都市市税条例（以下「改正前の条例」という。）第28条の4第7項に規定する報告書については、なお従前の例による。

4 改正後の条例附則第19条の3の規定は、同条第1項の所得割の納税義務者が令和5年4月1日以後に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式について適用し、改正前の条例附則第19条の3第1項の所得割の納税義務者が同日前に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する規定の適用区分)

第3条 第2条の規定による改正後の京都市市税条例（以下「令和6年改正後の条例」という。）第44条後段の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（以下「第3号施行日」という。）以後に新たに地方税法（以下「法」という。）第349条の3第27項から第29項までに規定する事業の用に供されることとなったこれらの項に規定する家屋及び償却資産（以下「家屋等」という。）に対して課する固定資産税について適用し、第3号施行日前に当該事業の用に供されていた家屋等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第4条 令和6年改正後の条例附則第7条第1項第4号の規定は、法附則第15条第33項に規定する市民緑地を設置した日（以下「設置日」という。）が第3号施行日以後である同項に規定する土地（以下「土地」という。）に対して課する固定資産税及び都市計画税について適用し、設置日が第3号施行日前である土地に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に法附則第15条第32項に規定する政府の補助を受けた者が同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 改正後の条例第70条第1号エの規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された改正前の条例附則第16条の4の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 改正後の条例附則第16条の5の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

4 改正前の条例の規定により交付を受けた鑑札又は試乗鑑札は、改正後の条例の規定により交付を受けた標識又は試乗標識とみなす。

（行財政局税務部税制課）